

国際会計基準における 新「概念フレームワーク」の問題点

Problems of New “Conceptual Framework for Financial Reporting” in IFRS

山口 幸三

Kozo Yamaguchi

要旨

本稿は、2018年に国際会計基準審議会が公表した「財務報告のための概念フレームワーク」を取り上げ、検討したものである。検討の結果、いくつかの問題点の存在が指摘される。第1に、一般目的財務報告の情報利用者を「現在のおよび潜在的な投資者、融資者およびその他の債権者」という企業への資金提供者に限定した結果、資金提供者以外の多くの利害関係者の情報目的が軽視され、また、資金提供者間の利害関係についてもあいまいにされていることが指摘される。第2に、一般目的財務諸表の目的を、報告企業の資産、負債、持分、収益および費用についての財務情報の提供であるとし、その財務情報は、財務諸表の利用者が将来の正味キャッシュインフローの見通しについて評価するにあたって有用であると規定する一方で、資産および負債の概念定義から、将来キャッシュフローの流入という要件を削除したことで、そもそも目標とした基準設定における首尾一貫性を欠くものとなってしまったことがあげられる。第3に、資本および資本維持の概念について、将来キャッシュフローの予測値の提供を財務報告の目的としたことで、最終的に名目貨幣資本の維持を暗黙の前提とすることになってしまった。その結果、2018CFが採用している継続企業的前提とも矛盾した内容となっていることが指摘される。

[キーワード] 国際会計基準、概念フレームワーク、財務報告

1. はじめに

国際会計基準審議会(International Accounting Standards Board:IASB)は、2018年3月に、財務報告のための諸概念の包括的なセットである、「財務報告のための概念フレームワーク(Conceptual Framework for Financial Reporting)」の改訂版(以下2018CFと略記す

る)を公表した。もともとは、IASBの前身団体である国際会計基準委員会(International Accounting Standards Committee: IASC)が1989年に発表した「財務諸表の作成および表示のためのフレームワーク」(以下1989FWと略記する)がその端緒とされる。その後IASBに引継がれ、2010年に部分改訂されていたもの(以下2010CFと略記する)がさらに全面改訂されて、今回公表されたものである。2010CFでは章題のみで内容の記述がない部分があったが、それらの章は2018CFでは補足され、さらにいくつかの章も追加されて、一応の完成をみたとされている。しかし、その内容については問題点が多く存在し、完全なものとは言い難い。本稿では、2018CFの内容を検討し、その問題点を明らかにしたい。

2. 「概念フレームワーク」改訂の経緯

1989年、IASBの前身であるIASCが発表した1989FWが2018CFの端緒とされている。その後、2004年に、IASBと米国財務会計基準審議会(Financial Accounting Standards Board: FASB)が両者の概念フレームワークの改訂作業を行う共同プロジェクトを立ち上げた。この改訂プロジェクトが最初に取り組んだのは、一般目的財務報告の目的と有用な財務情報の質的特性を記述する章の改訂であった。このプロジェクトにおいてIASBとFASBは、2006年に討議文書を、2008年には公開草案を公表した。これらの文書に寄せられた意見を受けて、両審議会は2010年に2010CFを公表したのである。2010CFの一般目的財務報告の目的と有用な財務情報の質的特性を記述する章は、その発表後直ちに発効した。しかし、1989FWの残りの文章は変更されないまま2010CFに引き継がれた。両審議会は2010CFの発表後、その他のプロジェクトに注力するため、概念フレームワークの改訂作業を一時中断している。その間、概念フレームワークの改訂作業を優先すべきであるとの意見が多く寄せられたことから、2012年に両審議会はその改訂作業を再開した。再開にあたって、両審議会は部分的な手直しではなく完全版の開発を目指した。改訂作業再開後、両審議会は2013年に討議文書を、2015年には公開草案を公表した。そして、IASBは2018CFの公表により、概念フレームワーク改訂プロジェクトを完了させたのである。しかしながら、2012年の再開後、改訂プロジェクトはFASBとの共同で実行されたわけではない。2018CFは一般目的財務報告の目的と有用な財務情報の質的特性を記述する章について限定された変更を含んでいるが、FASBはその「財務会計概念書(Statement of Financial Accounting Concepts)」において、2018CFの変更に相当する変更を行っていないのである。

3. 2018CFの位置づけおよび目的

2018CFの述べるところによると、2018CFは一般目的財務報告の目的および諸概念を記述したものであるとされている。また、2018CFの目的は、(a)IASBが、首尾一貫した諸概念に基づくIFRS基準を開発するのを援助すること、(b)特定の取引またはその他の事象に

適用される IFRS 基準が存在しない場合、または IFRS 基準が会計方針の選択を許容している場合に、財務報告の作成者が首尾一貫した会計方針を開発するのを援助すること、(c) すべての利害関係者が IFRS 基準を理解し解釈するのを援助することであるとされている(2018CF pr.SP1.1)。そして、2018CF 自体は IFRS 基準ではないこと、2018CF 中のいかなる内容も、IFRS 基準または同基準中の要求事項のいずれにも優先するものではないとも述べられている(2018CF pr.SP1.2)。

2018CF は、IFRS 基準を構成するものではないが、IFRS 基準の首尾一貫した開発を目的としたものとされている。このような位置づけは、それ以前に発表された 1989FW および 2010CF に共通したものである。

4. 一般目的財務報告の目的について

(1) 2018CF における一般目的財務報告の目的

2018CF は「第 1 章 一般目的財務報告の目的」の冒頭において、一般目的財務報告の目的が 2018CF の土台を形成していること、2018CF の第 2 章以下で述べられている、有用な財務情報の特徴およびその費用制約条件、報告企業の場合、財務諸表の諸要素、認識および認識の中止、測定、表示および開示は一般目的財務報告の目的から論理的に導かれると述べている(2018CF pr.1.1)。一般目的財務報告の目的が CF2018 における概念すべての前提であり、すべてはそこから論理的に導かれるとしている。それでは 2018CF は一般目的財務報告の目的をどのように考えているのであろうか。

「一般目的財務報告の目的とは、現在のおよび潜在的な投資者、融資者およびその他の債権者が企業に資源を提供することに関連する意思決定を行うにあたり有用な、当該企業についての財務情報を提供することである。そして、その際の意思決定に含まれるのは、以下のことがらについての意思決定である。

- (a) 資本金および負債性金融商品の購入、売却または保有
- (b) 貸付金および他の形態の信用の供与または決済
- (c) 企業の経済的資源の使用に影響を及ぼす経営者の行動について議決権の行使その他の影響を及ぼすこと」(2018CF pr.1.2)

(a)および(b)は金融資産および金融負債に関するもの、(c)は受託責任に関するものである。2018CF では「一般目的」と表現しながらも、その情報利用者が「現在のおよび潜在的な投資者、融資者およびその他の債権者」に限定されている。したがって、情報利用者の意思決定も企業への資金提供者のものに限定されている。このように、一般目的財務報告の情報利用者が「現在のおよび潜在的な投資者、融資者およびその他の債権者」に限定されるようになったのは、実は 2010CF からのことである。以下、その経緯を 1989FW にまでさかのぼって検討する。

(2) 1989FWにおける一般目的財務報告の目的

1989FWでは、情報の利用者として、投資者、従業員、融資者、仕入先およびその他の取引業者、得意先、政府および監督官庁、一般大衆が列挙され、投資者以外の利用者にも一定の配慮がされたうえで、以下のように述べられている。

「財務諸表は、これら利用者の情報要求のすべてを満たすことはできない。しかし、すべての利用者に共通する情報要求がある。投資者は企業のリスク資本の提供者であるので、投資者の要求を満たす財務諸表を提供することによって、財務諸表を満たすことができるその他の利用者の大部分の要求を満足させることになるであろう。」(1989FW pr.10.)

1989FWは、投資者およびそれ以外のすべての利用者に共通する情報要求とは投資者の情報要求であり、投資家の情報要求を満たせば、それ以外の利用者の情報要求も満たすことができると主張しているのである。それでは1989FWのいう投資者の情報要求とは何であろうか。

「(a) 投資者 — リスク資本の提供者とそのアドバイザーは、投資にかかわる固有のリスクおよび投資から得られる利益に関心を有する。投資者は、購入、保有または売却すべきか否かの意思決定に役立つ情報を必要とする。また、株主は、企業の配当支払い能力を評価することができる情報に関心をもち。」(1989FW pr.9.(a))

1989FWでは、投資者の情報要求が投資利益に関する情報にあると認識していることがわかる。さらに、投資者が株主である場合という条件を付したうえで、企業の配当支払い能力の評価にも関心を有すると述べている。

投資者以外の利用者の情報要求はどのようなものと認識されているかを見てみよう。従業員は、企業の安定性と収益性に関する情報に関心をもちとされている。融資者は、企業の貸付金およびその利息の返済能力に関心を有するものとされている。仕入先およびその他の取引業者は、融資者よりも短期的であるが、企業に対する債権の返済能力に関心を有する。得意先は企業の存続に関する情報に関心を有する。政府および監督官庁は資源の配分、企業活動の規制、課税政策の決定に関心を有する。そして一般大衆は、企業の地域経済への貢献と企業活動の繁栄とに関する情報に関心を有するとされている。このように、1989FWがあげている利用者の情報要求は多様である。したがって、利用者すべての情報要求に共通するものとして投資者の情報要求をあげているのは少々こじつけに近いのではなかろうか。

さらに、1989FWでは、財務諸表の目的について以下のように述べられている。

「財務諸表の目的は、広範な利用者が経済的意思決定を行うにあたり、企業の財政状態、業績および財政状態の変動に関する有用な情報を提供することである。」(1989FW pr.12.)

続けて、企業の財政状態は、当該企業が支配する経済的資源、その財務構造、流動性および支払い能力の3つに影響されるとして、それぞれに関する情報がどのようなものかを示している。企業が支配する経済的資源に関する情報は、将来の現金および現金同等物を発生させる企業能力の予測に有用であるとされている。財務構造に関する情報は、将来の借り入

れの必要性の予測ならびに将来の利益およびキャッシュフローが企業の利害関係者間にもどのように配分されるかの予測に有用であるとされている。また、流動性および支払い能力に関する情報は、企業が期日到来時に財務契約を履行する能力の予測に有用とされている。(CF1989 pr.16.)ここで特に注目すべきは、財務構造に関する情報が利益に加えてキャッシュフローの予測に有用であると指摘している点である。この点は、企業業績に関する情報について述べている部分でも指摘されている。

「企業業績、特に収益性に関する情報は、将来支配することになるであろう経済的資源の変動可能性を評価するために必要である。業績の変動に関する情報はこの点で重要である。業績に関する情報は、現存の資源に基づいて企業がキャッシュフローを生み出す能力の予測にあたって有用である。また、当該情報は、企業が追加資源を使用する場合の効率性に関する判断の形成にあたって有用である。」(1989FW pr.17.)

企業業績に関する情報は、現存の資源に基づいて企業がキャッシュフローを生み出す能力の予測にあたって有用であるとされているが、企業業績に関する情報を、「特に収益性に関する情報」と述べながらも、利益については言及せず、キャッシュフロー創出能力に限定しているのである。

企業の財政状態の変動に関する情報は、報告期間中の企業の投資活動、財務活動および営業活動を評価するのに有用とされ、これらの情報が、利用者に現金および現金同等物を生み出す企業能力と、これらのキャッシュフローの利用に対する企業の要求を評価するための基礎となると指摘している。これらの情報はキャッシュフロー計算書に記載されるものであり、やはり利益について特段の言及はされていない。

以上のように、1989FWにおいて、投資者の情報要求がその他の利用者の情報要求に共通するものであるから、一般目的財務報告の目的は投資者への情報提供であるという命題を確立し、投資者の情報要求が投資利益についての情報提供であるという主張を行っている。しかしながら、その後財務諸表の目的を企業の財政状態、業績および財政状態の変動に関する有用な情報を提供することであると主張するうちに、財務諸表の目的が利益に関する情報の提供から将来キャッシュフローについての情報提供にすり替えが行われているのである。

(3) 2010CFにおける一般目的財務報告の目的

1989FWは構成上、章立てがされておらず、見出し項目の下に文節ごとに記述されている。これに対して2010CFでは、以下のような章立てによって構成されている。

- 第1章 一般目的財務報告の目的
- 第2章 報告企業（今後追加予定）
- 第3章 有用な財務情報の質的特性
- 第4章 1989FWのうち、残っている本文

したがって、2010年に改訂されたのは、「第1章 一般目的財務報告の目的」と「第3章 有用な財務情報の質的特性」の2つの章であるが、「第2章 報告企業」の部分は今後追加予定とされて、まったく手つかずの状態であった。また、「第4章 1989FWのうち、残っている本文」は1989FWから改訂されずにそのまま引継がれたものである。引継がれた部分の内容は、基礎となる前提（継続企業）、財務諸表の構成要素（財政状態、資産、負債、持分、業績、収益、費用、資本維持修正）、財務諸表の構成要素の認識（将来の経済的便益の蓋然性、測定の信頼性、資産の認識、負債の認識、収益の認識、費用の認識）、財務諸表の構成要素の測定、資本および資本維持の概念（資本の概念、資本維持の概念および利益の決定）となっている。

一般目的財務報告の情報利用者が「現在のおよび潜在的な投資者、融資者およびその他の債権者」に限定されるようになったのが2010CFからのことであることはすでに述べた。上述のように、1989FWでは、情報利用者として投資者以外の利用者についても配慮されていたが、2010CFでは、「現在のおよび潜在的な投資者、融資者およびその他の債権者」以外の利用者については経営者の受託責任についての言及があるのみで、従業員その他についてはまったく記述がなくなった。

伝統的な企業会計制度を支える理論からみると、このような扱いには違和感がある。伝統的な会計理論は、投資者と債権者の利害調整を基礎としていた。利益分配をめぐる両者の利害を調整するために正しい利益を計算することが求められ、さらに投資者の間でも現在の投資者（株主）と将来の投資者との間の利害を調整するために、期間ごとに正しい利益を計算するという「期間損益計算の適正化」が企業の財務報告制度の基礎を形成していたのである。IASBの概念フレームワークは一般目的財務報告の利用者として「現在のおよび潜在的な投資者、融資者およびその他の債権者」を指定することで企業への資金提供者という概念の下に一括しようとしているものと思われる。資金提供者の関心は短期的にみれば提供資金の回収に集約されるかもしれないが、資金提供者間でも長期的な利害関係は異なるものである。「現在のおよび潜在的な投資者、融資者およびその他の債権者」を企業への資金提供者という概念の下に一括しようすることによって、投資者対債権者、または現在の投資者対将来の投資者という利害関係が捨象されてしまうことになり、財務報告の社会経済的な存在理由のひとつが忘れ去られる虞があると言わざるをえない。

（4）「受託責任」概念の復活

受託責任(stewardship)という用語は2010CFでは削除されていた。そのため、財務報告の利用者から、経営者の受託責任を評価するというニーズが軽視されているのではないかと懸念が表明されていたのである。2018CFでは、このような懸念に対応するために、受託責任概念を再導入し、その意味の明確化を図ったという。

思決定にあたり利用者にとって有用な情報を提供することと規定している。その利用者による意思決定は、(1)金融資産中の持分または負債の購入、売却または保有、(2)借入金およびその他の形態の債務の提供または決済、(3)経営者の行為について投票するまたは影響を与えることについての意思決定を伴うのである。そして、これらの意思決定を行なうために、利用者は、①企業体への将来の正味キャッシュフローの見込み、②企業体の経済的資源についての経営者の受託責任についての評価を行なわなければならない。さらに、これらの評価を両方とも行なうために、利用者は、(a)企業体の経済的資源、企業体への請求権、これらの資源と請求権の変動分、(b)経営者が、企業体の経済的資源を利用する責任をいかに効率的かつ有効に果たすかについての情報を両方とも必要とするとして、財務報告書の利用者が、企業体への将来の正味キャッシュフローの予想を評価するのに役立つ情報を必要とすること、および経営者の受託責任を評価するのに役立つ情報をも必要とすることについて検討している。

5. 「第2章 有用な財務情報の質的特性」について

この章では、現在のおよび潜在的な投資者、融資者およびその他の債権者が財務報告における情報（財務情報）に基づいて、報告企業についての意思決定を行うにあたってもっとも有用な情報の類型について検討している。この章の内容はすでに2010CFに含まれており、一部を除いて大きな変更はされていない。2018CFでも、有用な情報の質的特性は目的適合性(relevance)と忠実な表現(faithful presentation)とされている(pr.2.5)。情報が有用であるためには、目的適合性があり、かつ忠実に表現されていなければならないとされ、目的適合性のない現象についての忠実な表現も、また目的適合性のある現象であっても忠実でない表現も、どちらも利用者が適切な意思決定を行うことに役立たないとされている(pr.2.20)。

目的適合性と忠実な表現の内容は以下のように述べられている。

(1) 目的適合性

目的適合性のある財務情報は、利用者が行う意思決定に相違を生じさせることができる。財務情報が予測(predictive)価値、確認(confirmatory)価値またはその両者を有する場合には意思決定に相違を生じさせることができる。利用者が将来の結果を予測するために用いるプロセスのインプットとして使用できる場合には、その財務情報は予測価値を有する。過去の評価に関するフィードバックを提供する、つまり確認または変更する場合には、その財務情報は確認価値を有するとされる。

(2) 忠実な表現

財務報告書は、経済現象を文字と数字で表現するものである。財務情報が有用であるためには、目的適合的な現象を表現するだけでなく、表現しようとしている現象を忠実に表現し

なければならない。完全に忠実な表現であるためには、描写は3つの特性を有するという。それは、完全で中立的で誤謬がないことである。完全な描写とは、描写しようとしている現象を利用者が理解するのに必要なすべての情報を含んでいることである。中立的な描写とは、財務情報の選択または表示に偏りがなく、誤謬がないとはすべての点で正確であることを意味するのではなく、その現象の記述に誤謬や脱漏がなく、報告された情報を作成するのに用いられたプロセスが当該プロセスにおける誤謬なしに選択・適用されたことを意味する。

そして、財務情報の有用性はさらに、比較可能性(comparability)、検証可能性(verifiability)、適時性(timeliness)および理解可能性(understandability)の4つの特性によって補強されるとされている。

6. 「第3章 財務諸表および報告企業」について

第3章の内容は2018CFで新規に追加されたものである。第1章と第2章では、一般目的財務報告において提供される情報について議論されているが、第3章から第8章までは、一般目的財務諸表において提供される情報について議論されている。一般目的財務諸表は報告企業の経済的資源、当該企業に対する請求権およびこれらの資源と請求権における変動についての情報を提供するものであり、一般目的財務報告の一つの形態であるとされている。これらの資源および請求権についての定義は第4章で検討されている。

一般目的財務諸表の目的は、報告企業の資産、負債、持分、収益および費用についての財務情報を提供することである。その財務情報は、財務諸表の利用者が将来の正味キャッシュインフローの見通しについて評価するにあたって、および当該企業の経済的資源についての経営者の受託責任を評価するにあたって有用である。(pr.3.2)

財務諸表は報告企業全体の観点から見た取引およびその他の事象についての情報を提供するものであって、当該企業の現在または将来の投資者、融資者またはその他の債権者のうちの特定の集団の観点から見た取引およびその他の事象についての情報を提供するものではないとされている。(pr.3.8)

財務諸表は通常、報告企業が継続企業であり、予見可能な将来にわたって営業を続行するであろうという仮定に基づいて作成される。したがって、継続企業は清算や取引の中止を意図するものでもないし、またその必要もないことを仮定している。仮にそのような意図や必要が存在する場合には、その財務諸表は異なった基準に基づいて作成されなければならない。そして、その場合には、その財務諸表には使用された基準が明記される。(pr.3.9)

報告企業というのは財務諸表の作成を選択できる企業または作成を義務付けられている企業である。報告企業は単体の企業でもよいし、企業の一部でもよいし、複数の企業から構成される企業でもよいし、また必ずしも法的な実体でなくてもよいとされる(pr.3.10)。

社から構成される場合、当該報告企業の財務諸表は連結(consolidated)財務諸表と呼ばれる。報告企業が親会社単独である場合、当該報告企業の財務諸表は非連結(unconsolidated)財務諸表と呼ばれる。報告企業が親会社および子会社の関係にない複数の企業から構成されている場合、当該報告企業の財務諸表は結合(combined)財務諸表と呼ばれる(pr.3.11,3.12)。

報告企業の適切な境界は、当該企業の財務諸表の利用者の情報ニーズを考慮することによって決定される(pr.3.14)。そして、連結財務諸表の提供する情報は、親会社の現在または将来の投資者、融資者またはその他の債権者が、当該親会社への将来の正味キャッシュインフローを評価するにあたり有用であるとされている(pr.3.14)。このような記述から、2018 CFが連結財務諸表を重視していることがうかがえる。第3章における報告企業の境界を定めるための基準は、IFRSにおける連結財務諸表の優位性を確認するためのものと思われる。

7. 「第4章 財務諸表の構成要素」について

第4章では、財務諸表の構成要素について議論され、財務諸表の構成要素が以下のように定義されている(pr.4.1)。

- (a) 資産、負債および持分で、報告企業の財政状態に関連するもの
- (b) 収益および費用で、報告企業の財務業績に関連するもの

これらの要素は、「第1章 一般目的財務報告の目的」で検討された経済的資源、請求権およびそれらの変動に結び付いたものとされている。そして、財務諸表の要素が以下の表のように定義されている。(pr.4.2)

	財務諸表の要素	定義または記述
経済的資源	資産	過去の事象の結果として企業によって支配されている現在の経済的資源 経済的資源とは経済的便益を生み出す潜在力を有する権利である
請求権	負債	過去の事象の結果として経済的資源を移転させる企業の現在の債務
	持分	企業の負債全額控除後の資産における残余持分
財政状態を表す経済的便益および請求権の変動分	収益	持分の増加をもたらす資産の増加または負債の減少（持分請求者からの拠出に関連するものは除く）
	費用	持分の減少をもたらす資産の減少または負債の増加（持分請求者への配分に関連するものは除く）

経済的便益および請求権のその他の変動分	—	持分請求者からの拠出および持分請求者への配分
	—	持分の増減をもたらさない資産または負債の交換

(1) 資産および負債の定義

資産、負債および持分の概念と収益および費用の概念は、1989FW から 2010CF へは修正されずに引き継がれていたが、2018CF では資産と負債の概念について修正が行われている。2010CF において、資産は「過去の事象の結果として企業によって支配され、かつそこから将来の経済的便益が当該企業に流入することが期待される資源」(pr.4.4)として定義されている。2010CF では資産の定義として、「過去の事象の結果として企業によって支配されている資源」と「そこから将来の経済的便益が当該企業に流入することが期待される資源」という2つの要件があげられているが、2018CF ではこの2つの要件が切り離され、さらに2番目の要件が、「そこから将来の経済的便益が当該企業に流入することが期待される資源」から「経済的資源とは経済的便益を生み出す潜在力を有する権利である」という命題に置き換えられている。これによって将来の経済的便益の企業への流入が期待される必要はなく、ただ経済的便益を生み出す潜在力があれば、資産の要件として十分であるとされている。

(2018CF,pr.BC4.8)

「資源の流入が将来において期待される」という要件が外された理由は2つあるとされる。1つ目は、購入されたコールオプション、売建てオプション、保険契約のように、特定の不確実な将来事象が発生した場合に経済的資源を移転させる債務を伴う、明らかに資産である多くのものが排除されるからであるというものである。もう1つは、「流入が期待される」という用語の解釈に幅がありすぎるからというものである。(2018CF,pr.BC4.9)

以上のように、2018CF は、一般目的財務諸表の目的が、報告企業の資産、負債、持分、収益および費用についての財務情報を提供することであり、その財務情報は、財務諸表の利用者が将来の正味キャッシュインフローの見通しについて評価するにあたって有用である。(pr.3.2)、と規定する一方で、資産の概念定義から、将来キャッシュフローの流入という要件を削除したことは、2018CF が目標とした基準設定における首尾一貫性を欠くものと言わざるを得ない。このように首尾一貫性を欠くことになったのは、「購入されたコールオプション、売建てオプション、保険契約のように、特定の不確実な将来事象が発生した場合に経済的資源を移転させる債務を伴う、明らかに資産である」もの、つまり一部の金融商品の資産計上を認めるために、資産概念の修正を行わざるを得なくなったものと思われる。

負債については、「過去の事象の結果として経済的資源を移転させる企業の現在の債務」と定義され、(a)企業が債務を負っていること、(b)その債務とは経済的資源を移転させること、(c)その債務は、過去の事象の結果として存在する現在の債務であること、という3つの

規準すべてに合致しなければならないとされている(pr.4.26,4.27)。

2010CF における負債の定義から変更されたのは、「予想される経済的便益の流出」という文言が削除されていることと、「経済的便益を体現する資源」という文言が「経済的資源」に置き換えられていることである(BC,pr.4.44)。したがって、2018CF における新たな負債の概念では資産の定義同様に、経済的便益の流出が予想される必要はなくて、単に経済的資源を移転させる義務にとどまっている。

さらに、企業が負っている債務とは、「当該企業が回避する実際の能力を有していない義務または債務」(pr.4.29)であるとされ、負債の定義を補強するために新たな規準が導入されている。そして、「当該企業が回避する実際の能力を有していない義務または債務」という新規準の適用に際しては、個別の企業ごとに債務の性質を判断しなければならないとして、今後さらに新規準の適用指針の開発を示唆している(BC,pr4.54)。

(2) 持分の定義

「持分(equity)とは、企業の負債すべてを控除した後の、企業資産における残余持分(residual interest)である。換言すると、負債の定義に合致しない、企業に対する請求権である。そのような請求権は、契約、法令または類似の手段によって確定され、負債の定義に合致しない範囲で、以下のものを含んでいる。

(a) 企業が発行したさまざまな種類の株式

(b) 別の持分請求権を発行しなければならない、企業の債務 (pr.4.64)」

まず持分について、資産から負債を控除した残額すなわち純資産として定義し、続けてその内容を例示している。

「普通株式および優先株式のような持分請求権の種類の違いは、たとえば以下のような、企業が引き渡すものの一部またはすべてを受領する権利のような、異なった権利をその保有者に付与する。

(a) 配当 (企業が資格を有する保有者に対して配当の支払いを決定した場合)

(b) 当該持分請求権 (精算の時点では全額またはその他の時点では一部) を満たすことから生じる手取金

(c) その他の持分請求権 (pr.4.65)」

持分とは負債の定義に合致しない、企業に対する請求権であるとされている。つまり、資産から負債を控除した残りとして定義されている。極めて単純な、資本主義に立脚した定義であると言わざるをえない。このような定義では、所有者持分が負債と並んで企業資本の調達源泉を表していることが明確にされていない。2018CF が、一般目的財務報告の目的を、「現在のおよび潜在的な投資者、融資者およびその他の債権者」への情報提供であると規定しているにもかかわらず、現在のおよび潜在的な投資者の持分すなわち所有者持分の定義が明確にされていないことになる。投資者が融資者およびその他の債権者と同様に企業への

資金提供者であるのならば、資産から負債を控除した残りというような間接的な定義ではなく、出資者または所有者持分としての持分を直接的に定義するべきではなかったのかという疑問が生じてくる。

(3) 収益および費用の定義

2018CF では、「収益(income)は、持分請求権の保有者からの拠出以外の、持分の増加をもたらす資産の増加または負債の減少(pr.4.68)」と定義され、「費用(expense)は、持分請求権の保有者への配分以外の、持分の減少をもたらす資産の減少または負債の増加(pr.4.69)」と定義されている。このように 2018CF では 2010CF に引き続いて、収益および費用が資産および負債の変動に基づいて定義されているが、利益(profit)については明確な規定がされていない。2010CF では企業業績の指標として利益があげられ、利益が収益と費用の差額として測定されることを確認していることと比較すると、利益による業績開示または損益計算書の重要性が大きく後退させられていると言わざるを得ない。

この点について、IASB は「結論の根拠」において、有用な情報は財政状態または財務業績のどちらかに限定されるものではなく、IASB は財務業績または収益および費用の対応についての財務諸表における重要性を十分に認識していると述べているが、収益および費用の対応アプローチは、当該収益および費用が関連する期間を明確にしないことを、その欠点として指摘している。かりに収益および費用が相互に関連しているとするならば、関連する資産および負債が同時に変動するので、収益および費用も同時に認識されるはずである。しかし、収益および費用を対応させようと意図しても、資産または負債の定義に合致する項目を財政状態計算書において認識することは正当化されない(BC,pr.4.94(c))、と述べている。

2018CF における収益および費用についての定義には大きな問題は認められず、したがって、資産および負債についての改定された定義と首尾一貫した定義とするのに必要とされる変更しか加えていないと述べている(BC,pr.4.95)。

8. 「第5章 認識および認識の中止」について

第5章では、資産および負債を財務諸表に記載(認識)するための規準と資産および負債をいつ削除(認識の中止)するかについての指針を検討している。認識規準は 2010CF において導入されたが、認識の中止については定義されておらず、また認識の中止がどの時点で行われるかも示されていなかった。

(1) 認識規準

(資産、負債、持分、収益または費用)の定義に合致する項目を補足する過程であるとされている(2018CF,pr.5.1)。

資産または負債およびそこから生じる収益または費用のすべて、または持分の変動を認識することが財務諸表の利用者に有用な情報を提供する場合に限って、資産または負債は認識される。そして、有用な情報というのは資産、負債、持分、収益または費用について目的適合性のある情報と忠実な表現を有するものであるとされている(pr.5.7)。ただし、有用な情報を入手するには費用が発生するので、認識の決定には費用の制約があることになる。費用が情報の便益を上回る場合には、認識の決定が約されることになる(pr.5.8,5.9)

ある項目の認識が目的適合性のある情報になるかどうかは、たとえば以下のものによって影響される。

- (a) 資産または負債が存在するかどうか不確実な場合
- (b) 資産または負債は存在するが、経済的便益の流れの蓋然性が低い場合(pr.5.12)

ある項目の認識が忠実な表現になるかどうかは、たとえば以下のものによって影響される。資産または負債は測定されなければならないが、測定が見積もりによる場合には不確実なものにならざるをえない。また、関連した資産および負債が認識されない場合、認識の不一致、会計上の不一致が生じることになり、忠実な表現とはならない。さらに必要な情報がすべて表示および開示されることで、忠実な表現が確保される(pr.5.19,5.25)。

(2) 認識の中止

「認識の中止(derecognition)とは、認識された資産または負債の全部または一部を企業の財政状態計算書から削除することである。認識の中止は通常、当該項目がもはや資産または負債の定義に合致しない時に行われる。

- (a) 資産については通常、企業が当該資産の支配の全部または一部を失ったときに認識の中止が行われる
- (b) 負債については通常、企業が認識された負債の全部または一部について現在もはや債務を負っていないときに認識の中止が行われる(pr.5.26)」

認識の中止のねらいとするものは、認識の中止に導いた取引の後に残る一切の資産および負債と、当該取引の結果生じる、企業の資産および負債の変動分の両者を忠実に表現することである(pr.5.27)。

このように、2018CFでは、資産、負債、持分、収益または費用の定義に合致する財務諸表の構成要素について目的適合性のある情報が利用者に提供され、かつその構成要素が忠実に表現されている場合に限って適切な認識が行われるとしている。2018CFでは、財務諸表の構成要素の認識は、当該項目に関連した将来の経済的便益の企業への流入または流出の蓋然性があり、当該項目が信頼性をもって測定可能な原価または価値を有する場合に行われると規定していた(2010CF,pr.4.38)。2010CFの経済的便益の流出入と測定の信頼性と

いう認識規準が、2018CF では目的適合性と忠実な表現という認識規準に変更されている。これは、第4章における財務諸表の構成要素についての定義との一貫性を追求したためと思われる。

9. 「第6章 測定」について

第6章の内容は新たに追加されたもので、種々の測定基礎について記述され、測定基準の選択時に考慮されるべき諸要素が検討されている。2010CF では、測定に関する指針はあまり示されていなかった。この章であげられている測定基礎は、(1) 歴史的原価(historical cost)と(2) 時価(current value)である。さらに時価には、(a)公正価値(fair value)、(b)使用価値(value in use)および履行価値(fulfilment value)、(c)現在原価(current cost)が含まれる。

(1) 歴史的原価

歴史的原価は、測定対象の項目に生じた取引または事象の、少なくとも一部は、価格から導かれた情報を提供する。資産の歴史的原価は減損が生じたならば減額され、負債の歴史的原価は債務が増加したならば増額される。歴史的原価という測定基準を金融資産および金融負債に適用するひとつの方法は償却原価で測定することである。

(2) 時価

時価は測定日の状態を反映するように更新された情報を提供する。時価という測定基準には以下のものが含まれる。

(a) 公正価値

公正価値とは、測定日において市場参加者間の通常の取引において、資産売却のために受領される価格、または負債移転のために支払われる価格のことである。将来のキャッシュフローの金額、タイミングおよび不確実性についての、市場参加者の測定日現在の期待値を表したものである。

(b) 使用価値および履行価値

将来のキャッシュフローの金額、タイミングおよび不確実性についての、企業に特有の現在の期待値を表すもので、資産については使用価値と呼ばれ、その使用または最終的な処分から期待される将来のキャッシュフローの現在価値に基づいたものである。負債については履行価値と呼ばれ、当該負債の履行時に移転することを義務付けられたキャッシュフローの現在価値に基づいたものである。

(3) 現在原価

現在原価は、資産については同等の資産を取得するために支払われる金額であり、負債については同等の負債を引き受けるために受領される対価である。

測定基準を選択する際には、投資家、債権者にとって有用な情報を提供しなければならないので、情報が目的適格的でかつ忠実に表現されたものでなければならない。さらに、提供される情報はできる限り、比較可能で、検証可能で、適時的でかつ理解可能なものでなければならない(pr.6.45)。

(4) 測定基準選択時に考慮されるべき要素

上述のように、測定基準の選択時に考慮されるべき要素は目的適合性と忠実な表現および費用の制約の3つである。

(1) 目的適合性

測定基準によって提供される情報の目的適合性は、(a)資産または負債の性格および(b)将来のキャッシュフローへの貢献によって影響を受ける(pr.6.49)

(a) 資産または負債の性格

測定基準によって提供される情報の目的適合性は、一部は資産または負債の特徴に依存し、特にキャッシュフローの変動性や資産または負債の価値が市場要因その他のリスクに敏感であるかどうかによって依存する。たとえば、償却原価は金融派生商品について目的適合性のある情報を提供できない(pr.6.50,6.51)。

(b) 将来のキャッシュフローへの貢献

直接キャッシュフローを生み出す経済的資源もあれば、他の経済的資源との組合せで間接的にキャッシュフローを生み出すものもある。経済的資源がキャッシュフローを生み出すかどうかは企業の事業活動の性質次第である。たとえば、財貨または用役の生産のために資産が組み合わせて使用されるならば、歴史的な原価または現在原価は期間中に達成された利益(margin)についての関連ある情報を提供できる(pr.6.54,6.55)。

(2) 忠実な表現

測定基準が忠実な表現を提供できるかどうかは、(a)測定の不整合および(b) 測定の不確実性によって影響される。

(a) 測定の不整合(inconsistency)

関連した資産および負債に異なった測定基準が適用されている場合、測定の不整合(会計上のミスマッチ)が生じることになり、測定の不整合を含む財務諸表は企業の財務状態および財務業績の局面のいくつかを忠実に表現していないことになる(pr.6.58)

(b) 測定の不確実性

活発な市場における価格から直接測定値が得られず、代わりに見積もりによらねばなら

ない場合、測定の不確実性が生じる。この場合、測定基準の使用を必ずしも妨げない。不確実性のレベルが高すぎるならば、目的適合性のある情報を提供する別の測定基準の選択を考慮することも必要となるであろう(pr.6.60)。

(3) 費用の制約

費用は、他の財務報告の決定を制約するのと同じように、測定基準の選択を制約する。

測定基準の選択にあたっては、財政状態計算書および財務業績計算書の両方において、当該情報の性質を考慮する必要がある。上述の考慮されるべき各要素の相対的な重要性は個別の事例の事実と状況に依存する。諸要素と費用制約とを考慮することによって、結果的に異なった資産、負債、収益および費用について異なった測定基準を選択することがあるかもしれない。

10. 「第7章 表示および開示」について

第7章は新たに追加された章で、損益計算書およびその他包括利益計算書に収益および費用を含める際の、表示および開示についての諸概念および指針を検討している。

(1) 損益計算書

2018CF は財務諸表の構成について特定していない。2018CF では、損益計算書(statement of profit or loss)という用語は、独立の計算書を指すこともあれば、財務業績計算書の1区分を指すこともある。同様に、利益または損失についての合計(total for profit or loss)という用語は独立の計算書における合計として使われることもあれば、財務業績計算書の1区分の小計として使われることもある。損益計算書は報告期間中の企業の財務業績についての情報の主要な源泉であるから、原則として、すべての収益および費用が財務業績計算書に分類され、含まれることになる(pr.7.15, footnote 11)。

(2) その他包括利益計算

例外的な状況において、IASB は、資産または負債の時価の変動から生じる利益または費用を損益計算書から除外し、当該の収益または費用をその他包括利益に含めることを決定することがある。IASB がそのような決定を行うのは、そうすることによって損益計算書がより目的適合性のある情報とより忠実な表示を提供する場合である(pr.7.17)。

(3) リサイクリング

よって損益計算書がより目的適合性のある情報とより忠実な表示を提供する場合、将来の期間において損益計算書にリサイクルされる。リサイクリングによって損益計算書がより目的適合性のある情報とより忠実な表示を提供しなくなる場合、IASB はその他包括利益に含められた利益および費用がその後リサイクルされるべきでないとは決定することがあるとしている(pr.7.19)。

1 1. 「第 8 章 資本および資本維持の概念」について

第 8 章の内容は、1989FW から 2010CF を経てほぼそのまま引き継がれたものである。したがって、第 8 章の内容の問題点は 2018CF 固有のものというよりも、IAS および IFRS 全体にかかわる問題点ということができよう。資本および資本維持の概念については、1989FW 発表の時点から IASC および IASB によって正しく理解されているが、正しく理解しながらも特定の資本維持概念を採用しないと声明している点にこそ問題点が潜んでいるのである。以下においては、IASB による資本および資本維持の概念についての理解ならびにその態度についての問題点を明らかにしたい。

(1) 資本の概念

資本の概念については、貨幣資本と実体資本という対立が存在する。2018CF では以下のように述べられている。

「貨幣資本概念(financial concept of capital)は、財務諸表の作成にあたりほとんどの企業が採用している。投下された貨幣または投下された購買力のような貨幣資本概念の下では、資本は企業の純資産または持分と同義である。操業能力のような実体資本概念(physical concept of capital)の下では、資本は、例えば 1 日当たりの産出単位に基づく生産能力とみなされる(pr.8.1)。」

(2) 資本維持の概念

維持されるべき資本として、貨幣資本と実体資本という対立についてはすでに 20 世紀初頭のドイツにおいて、シュマーレンバッハ、シュミット、ゲルトマッハー、マールベルク、ワルプらによって議論されている。IASC および IASB もその考え方を踏襲している。そして、資本概念の選択については、財務諸表の利用者のニーズに基づかねばならないとして、財務諸表の利用者のニーズが名目投下資本または投下購買力の維持に関心があるとすれば、貨幣資本概念を採用しなければならないし、利用者の主要な関心が企業の操業能力にある場合には実体資本概念を採用しなければならない、と述べている(pr.8.2)。そしてさらに、採用される資本概念に応じて、貨幣資本維持と実体資本維持という 2 つの資本維持概念

(capital maintenance)を生じさせるとして、以下のように述べている。

「(a)貨幣資本の維持。この概念の下では、利益は、当期中の所有者への分配と所有者からの出資を除いた後の、期末純資産の貨幣額が当該期間の期首純資産の貨幣額を超える場合に限り、稼得される。貨幣資本の維持は名目的な貨幣単位または安定的な購買力単位のいずれかによって測定される。

(b)実体資本の維持。この概念の下では、利益は、当期中の所有者への分配と所有者からの出資を除いた後の、期末における企業の物的生産能力または操業能力（またはその能力を達成するために必要とされる資源または資金）が、当該期間の期首の物的生産能力を超える場合に限り、稼得される。(pr.8.3)」

ここでは、資本維持概念が利益概念と密接な関係にあることが示されており、さらに次のパラグラフでは利益の分配との関係で資本維持概念が論じられている。

「資本維持概念は、企業が維持しようとする資本をどのように定義するかに関係する。資本維持概念は、利益が測定される評価の基礎(point of reference)を提供するので、資本概念と利益概念との繋がりをもたらす。それは資本に対する企業の報酬(entity's return on capital)と資本の返還(return of capital)とを区別するための前提となる必須条件である。資本を維持するために必要とされる金額を超える資産の流入だけが利益として、それゆえ資本の報酬とみなすことができる。したがって、利益というのは費用（該当する場合には資本維持修正を含む）が、収益から控除された後に残る残余额である。費用が収益を超過する場合には、残余额は損失となる。(pr.8.4)」

利益の計算にあたりいかなる測定基準が採用されるべきかについては、以下のように述べている。

「実体資本維持の概念は、測定基準として現在原価の採用を要求する。しかし、貨幣資本維持の概念では、特定の測定基準を用いる必要はない。この概念の下での測定基準の選択は、企業が維持しようとする貨幣資本の種類によって、決定される。(pr.8.5)」

実体資本維持概念では測定基準として現在原価つまり取替時価の採用が要求されているが、測定対象が明示されておらず、明確ではない。実体資本維持のためには、利益計算の際に収益から控除される費用の測定に関して現在原価つまり取替時価が採用されなければならないはずであるが、その点が明記されていない。

さらに、この2つの資本維持概念の主要な差異は、企業の資産および負債の価格変動の影響に関する取扱いにあると指摘して、その価格増加分が利益であるか、それとも資本修正であるかを検討している。貨幣資本が名目的な貨幣単位で定義される場合、利益は当期中の名目貨幣資本の増加分であり、慣習的に保有利得(holding gain)と呼ばれるものは概念上利益であるとしている。また、貨幣資本が恒常的購買力単位で定義される場合には、一般物価水準の増加を超える部分のみが利益とみなされ、増加分の残余は資本修正つまり持分の一部として処理されるとしている。これに対して、実体資本維持概念の下では、利益は物的生産能力で定義される資本の増加額となり、企業の資産および負債に影響する価格変動はすべ

で利益ではなく、資本修正すなわち持分として処理されるとしている(pr.8.7,8.8)。

ここまでの資本維持に関する議論は、利益計算の際の費用測定にいかなる測定基準を適用すべきかという論点があいまいである点を除いて、おおむね正しく理解されていると思われるが、「IASB は、超インフレ経済下の通貨で報告する企業などのような例外的な状況下にある場合を除き、特定の測定モデルを規定する意図はない(pr.8.9)」と説明している。

2018CF は、一般目的財務報告の情報利用者を企業への資金提供者に限定し、企業がキャッシュフローを生み出す能力の予測に役立つ情報提供を財務報告の目的としている。将来キャッシュフローの予測値というのは、最終的に名目貨幣資本の維持・回収に結びつくものである。IASB は特定の測定モデルを採用しないと言いながら、その実は貨幣資本維持を暗黙の前提としているのである。これは、2018CF が継続企業を前提とするという命題とも矛盾する。なぜなら、真の意味で継続企業を前提とするならば、生産能力の維持を内容とする実体資本維持の立場に立ち、費用の取替時価評価を収益から控除する利益計算を行い、取替時価と取得原価との差額を資本修正項目として配当可能利益から除外しなければならないからである。

12. 終わりに

2018CF の問題点をいくつか指摘したが、そのうち 2018CF 自体の存在意義にもかかわると思われる点を3つ確認したい。

まず第1は、一般目的財務報告の情報利用者を「現在のおよび潜在的な投資者、融資者およびその他の債権者」という企業への資金提供者に限定したことにより、一般目的財務報告の目的を現存の資源に基づいて企業がキャッシュフローを生み出す能力の予測に限定したことである。その結果、資金提供者以外の多くの利害関係者の情報目的が軽視される結果となった。また、資金提供者間の利害関係についてもあいまいにされている。

第2に、2018CF の役割として、IASB が首尾一貫した諸概念に基づく IFRS 基準を開発するのを援助し、また財務報告の作成者が首尾一貫した会計方針を開発するのを援助することが掲げられているが、資産、負債、持分、収益および費用の定義にあたり、首尾一貫した定義とはなっていないことである。2018CF は、一般目的財務諸表の目的が、報告企業の資産、負債、持分、収益および費用についての財務情報を提供することであり、その財務情報は、財務諸表の利用者が将来の正味キャッシュインフローの見通しについて評価するにあたって有用である、と規定する一方で、資産および負債の概念定義から、将来キャッシュフローの流入という要件を削除したことで、2018CF が目標とした基準設定における首尾一貫性を欠くものとなってしまったと言わざるをえない。

第3に、資本および資本維持の概念について、2018CF は 1989FW および 2010CF の内容をほぼそのまま引き継いでいるが、将来キャッシュフローの予測値の提供を財務報告の目的としており、最終的に名目貨幣資本の維持を暗黙の前提としている。その結果、継続企

業の前提とも矛盾した内容となっている。真の意味で継続企業を前提とするならば、生産能力の維持を内容とする実体資本維持の立場に立ち、費用の取替時価評価による利益計算を行い、取替時価と取得原価との差額は資本修正項目として配当可能利益から除外しなければならぬはずである。

このように多くの問題を抱えている2018年「概念フレームワーク」については、今後さらに改訂されることが容易に想像されるので、その改訂作業の動向を注意深く観察していきたい。

参考文献

IASC(1989); Framework for the Preparation and Presentation of Financial Statements

IASB(2010); Conceptual Framework for Financial Reporting

IASB(2018); Conceptual Framework for Financial Reporting

IASB(2018); Conceptual Framework for Financial Reporting, Basis for Conclusions

Mahlberg, Walter(1923); Bilanztechnik und Bewertung bei schwankender
Währung. 3. Aufl.

Schmalenbach, Eugen(1926); Die dynamische Bilanz 4. Aufl.

土岐政蔵訳『動的貸借対照表論』森山書店 昭和25年

Schmidt, Fritz(1929); Die organische Tageswertbilanz 3. Aufl.

山下勝治訳『シュミット有機観対照表学説』昭和9年

Walb, Ernst(1926); Die Erfolgsrechnung privater und öffentlicher Betriebe

戸田博之訳『ワルプ損益計算論』(上巻)(下巻)千倉書房昭和57・59年

不破貞春(1964)『新訂会計理論の基礎』中央経済社 昭和39年

不破貞春(1979)『時価評価論』同文館 昭和54年

山下勝治(1968)『会計学一般理論—決定版』千倉書房 昭和43年